

岩美町中央公民館（仮称）建設 設計業務プロポーザル実施要項

平成28年9月

岩 美 町

1 趣旨

本要項は、岩美町中央公民館（仮称）建設基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を理解し、実現することができる設計者の選定を公募型プロポーザル方式（公募により技術提案を求め、その提案内容及び能力を比較検討した上で、最も適した設計者と判断される者を選定し、随意契約の相手方の候補とすることをいう。）により実施することに関し、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 岩美町中央公民館（仮称）建設設計業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 岩美町中央公民館（仮称）建設に係る設計業務を委託するもので、内容の詳細は、「岩美町中央公民館（仮称）建設設計業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成29年7月28日まで
- (4) 業務規模 延べ床面積 2,900㎡程度
- (5) 概算工事費 約1,200,000,000円
(消費税及び地方消費税を含む、詳細は基本構想・基本計画による。)
- (6) 計画概要 基本構想・基本計画による。
- (7) 業務に要する予算の上限額
54,110,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事務局

鳥取県岩美郡岩美町浦富675番地1
岩美町教育委員会事務局社会教育係
T e l (0857) 73-1302
F a x (0857) 73-1569
E-mail kyouiku@iwami.gr.jp
ホームページ（岩美町） <http://www.iwami.gr.jp/>

4 参加要件

- (1) 次に掲げる事項を全て満たす者であることとします。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有する者であること。
 - ウ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を4名以上有し、いずれかの一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続(更生手続開始申立て以後の手続をいう。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(再生手続開始の申立て以後の手続をいう。)が行われた者でないこと。
 - オ 公告の前日において、岩美町の平成28年度建設入札参加有資格者名簿に登録されている者で、公告日から契約の締結日までの間のいずれかの日においても、岩美町指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - カ 本業務に配置予定の管理技術者が、平成13年度以降に、日本国内において、平成21年国土交通省告示第15号別添二第十二号に該当する建築物の新築に係る基本設計又は実施設計業務の実績を有し、公告日現在において当該設計業務が完了していること。

(2) 参加制限等

- ア 本プロポーザルへの参加表明は、1者単独とし、共同企業体での参加は認めない。
- イ 参加1者につき、参加表明及び技術提案等は1件とし、重複参加は認めない。
- ウ 参加表明者又は協力事務所は、他の参加表明者又は協力事務所になれない。
- エ 岩美町中央公民館（仮称）建設設計者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する企業の参加は認めない。

5 審査方法等

(1) 審査は、審査委員会が実施します。

(2) 審査委員会の構成

学識経験者	1名
専門的知識を有する者	2名
利用者等	2名
行政関係者（町）	1名

(3) 参加表明書等の審査

「6 手続き等（3）参加表明書等の作成」に掲げる参加表明書等を提出した者について、参加要件について審査し「6 手続き等（6）技術提案書等の提出」をすることができる者を選定する。

(4) 技術提案書の評価

参加表明書等の審査で選定された者に「6 手続き等（5）技術提案書等の作成」に掲げる技術提案書（提案1から4）の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ「8 評価基準等について（1）評価点及び評価基準」により評価点が60点を超える者（ただし、提案1から提案4に係る全ての評価項目について、全ての審査委員が不十分の評価をしていないこととする。）のうち、最も高い評価点を得た者を最も適切な技術提案者として選定します。

選定結果は、書面により行います。審査の経緯及び選定結果についての異議の申し立ては受け付けません。

6 手続き等

(1) 事務局（書類の提出及び問合せ先）

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町浦富675番地1

岩美町教育委員会事務局社会教育係

T e l （0857）73-1302

F a x （0857）73-1569

E-mail kyouiku@iwami.gr.jp

(2) 実施要項等の配布

実施要項は、岩美町公式ウェブサイト（<http://www.iwami.gr.jp/>）から入手するものとします。ただし、これによりがたい場合は、次により直接交付します。

ア 期間 平成28年9月14日（水）から同月28日（水）まで

*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 事務局

(3) 参加表明書等の作成

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類を作成し提出してください。なお、本プロポーザルは、基本構想・基本計画を基本として、設計方針等について提案を求めるものであり、コンペ方式のように設計案そのものを選定するものではないので、本設計業務の契約後は、委託者と受託者との協議のうえ、業務を行うことに留意し、参加表明してください。

ア 参加表明書（様式第1号）*A4版

一級建築士事務所登録通知書の写しを添付してください。

イ 技術者の保有状況（各種資格別技術者数）（様式第2号）*A4版

各技術者の保有する資格を確認できるものの写し（一級建築士免許証など）を添付してください。

ウ 業務実施体制（様式第3号）*A4版

管理技術者（*注1）及び各主任担当技術者（*注2）は専任を原則としますが、やむを得ない場合は、1人が2種類までの技術者を兼任できます。

注：*注1 「管理技術者」とは、業務の管理及び統括を行う者をいいます。

*注2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。

エ 管理技術者の業務実績書（様式第4号）*A4版

様式第3号による管理技術者の実績を記載してください。

オ 協力事務所の名称等（様式第5号）*A4版

協力事務所の情報、分担業務分野及び協力を受ける理由を記載してください。なお、協力事務所がない場合は本様式の提出は不要です。

(4) 参加表明書等の提出

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、様式第1号から5号の参加表明書等を作成し、持参により提出してください。なお、郵送等による提出は認めません。

ア 期間 平成28年9月14日（水）から同月28日（水）まで

*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 事務局

エ 提出部数 様式第1号から5号を製本したものを1部、様式第2号から5号を仮綴（ダブルクリップ等）したものを1部とします。

オ 審査結果「4 参加要件」に掲げる事項について審査し、平成28年9月30日（金）までに参加表明書等の提出者へ通知する。

(5) 技術提案書等の作成

本業務に係る技術提案書等の提出者は、次に定める書類を作成し提出して下さい。

ア 提出書（様式第6号）*A4版

イ 技術提案書（様式第7号）*A3版

下記の提案1から4についての提案を様式第7号に提案毎に1枚以内で記載し、提出してください。提出は、技術提案者1者につき各1提案のみとします。

技術提案書には基本構想・基本計画を基本として、設計方針等について提案するものとし、特に提案や主張したい事項があれば積極的に記載してください。

提案者の考えを文章及びそれを補足する図等により簡潔に記述し、視覚的表現については、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真等を用いてもかまいませんが、概念図は、ゾーニングの考え方や建物のイメージを表現する程度のものでしてください。また、

提出者を特定できる内容(具体的な企業名や記号など)の記載はしないでください。なお、提案4については、概算事業費を記載してください。

提案1 複合施設における公民館機能・図書館機能の連携及び共用スペースの有効活用化、誰もが気軽に集い利用しやすい施設とするための提案。

提案2 敷地の効果的な利用の手法及び省エネルギー設備の利用などによる環境や施設周辺への配慮に関する提案。

提案3 図書館機能について、学習や研究だけでなく、身近でくつろぐことができ、様々な世代や人と本を通じて交流できる手法に関する提案。

提案4 建設費及び維持管理費のコスト縮減に関する提案。

(6) 技術提案書等の提出

提出書(様式第6号)及び技術提案書(様式第7号、提案1から4について提案毎に1枚以内)を作成し、持参により提出してください。なお、郵送等による提出は認めません。

ア 期間 平成28年10月3日(月)から同月17日(月)まで

*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 事務局

エ 提出部数 様式第6号及び様式第7号(提案1から4について提案毎に1枚以内)を製本したものを1部、様式第7号(提案1から4について提案毎に1枚以内)を仮綴(ダブルクリップ等)し、会社名を記載したものを1部、会社名を記載しないものを7部とします。

7 技術提案に対するヒアリングについて

(1) ヒアリングの予定

平成28年10月22日(土) *時間については、対象者に後日通知します。

(2) ヒアリングの実施場所

岩美町役場 *詳細については、対象者に後日通知します。

(3) ヒアリングに出席できる者

ヒアリングでプレゼンテーションを行うことができる者は3人以内とします。(これ以外の者で、1人のみ機械操作者の出席を認めますが、発言は認められません。)

(4) ヒアリング時間

プレゼンテーションの時間を20分以内とし、質疑応答を10分程度とします。

(5) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した様式第7号(提案1から4)のみを使用し、提案に沿って説明を行ってください。

(6) プレゼンテーションに使用する機材等

会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備しますが、パソコン、その他の機材等は提案者が準備してください。

(7) ヒアリングの公開について

ヒアリングは公開で行います。但し、本ヒアリングでプレゼンテーションを行う者(様式

第6号における提案者に属する者を含む）は他者のプレゼンテーションの傍聴（会場への入室）はできません。

8 評価基準等について

(1) 評価点及び評価基準

ア 技術提案書の評価は、別添1「評価基準及び評価点」による評価基準の評価点とします。

イ 評価点及び評価基準は、次に定めるとおりとします。

評価項目	評価点	評価基準
ヒアリングにおける技術提案の評価	120点	別添1による

9 プロポーザルについて

(1) プロポーザルは、設計者を選定するために必要な提案を求めるものであり、詳細な提案を求めるものではありません。したがって、通常の基本設計あるいは実施設計に伴う図面、模型等は受け付けません。

(2) 設計者選定後、選定された設計者の提出案に拘束を受けないものとします。

10 失格条項

提案者が、次の条項のいずれに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 実施要項に指定する提出方法、提出場所、提出期間に提出されないもの。
- (2) 実施要項に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 各様式に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 各様式に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) その他審査委員会が不適格と認めるもの。

11 参加報酬

参加者への報酬等はありません。

12 業務委託契約

(1) 契約の締結交渉

提出された技術提案書の中から「5（4）技術提案書の評価」により最も適切な技術提案書を選定し、当該技術提案書を提出した者と契約交渉を行います。交渉が不調のときは、審査委員会において決定された次点者と順次契約の交渉を行います。

なお、技術提案書提出期限から契約の締結を行うまでに、岩美町指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた者とは契約の交渉を行いません。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければいけません。

(3) 委託料

委託料の支払条件は、以下のとおり予定しています。

- 1) 前金払 有（委託料の30%に相当する額）
- 2) 部分払 無

(4) 履行期間

契約日の翌日から平成29年7月28日まで

(5) 契約者

岩美町長 榎本 武利

(6) 契約書の作成の要否

要します。

(7) プロポーザルの取扱い

プロポーザルは、設計適格者を選定するものであることから、本業務を行う場合は、参加表明書及び技術提案書等に記載された技術者は、病気、退職等やむを得ない理由によるほか変更することはできません。なお、変更する場合には、発注者の確認を受けなければなりません。

(8) 受注資格の喪失

本業務を受注した者(協力を受ける他の者も含む。)が、製造業及び建設業と関連する場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係るすべての工事の受注資格を失うこととします。

1.3 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い

(1) 著作権及び意匠

提出された技術提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。

なお、技術提案書等の中で第三者の著作権を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承認を得ておいてください。第三者の著作権の使用に関する責は、使用した参加者すべてに帰するものとします。

(2) 提出図書の使用

岩美町は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他岩美町が必要と認める時に、技術提案書等は無償で使用できるものとします。この場合、提案者名を明示します。

なお、技術提案書等に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、使用者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

1.4 参考資料

プロポーザルの参加者に対して交付する資料の内容は以下のとおりです。

(1) 岩美町中央公民館(仮称)建設基本構想・基本計画

(2) 位置図(岩美町中央公民館周辺1/2500)

(3) 敷地平面図(1/500)

(4) 上下水道管敷設図(1/500)

(5) 岩美町中央公民館図面(図書館増設前)

(6) 岩美町民体育館図面

資料(1)から(4)については、岩美町ホームページで入手できます。(5)及び(6)については事務局での閲覧とします。

1.5 留意事項

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限るものとします。

(2) 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は参加者の負担とします。

- (3) 提出された技術提案書等は選定作業等において必要な範囲において複製を作成します。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しません。
- (5) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書等を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (6) 技術提案書等の提出期間後における提出及び技術提案書等の提出後の修正、変更、再提出及び差し替えは認めません。
- (7) 提出を求めた内容以外の書類、函面等については受理しません。
- (8) 提出された技術提案書等は、選定作業以外に提出者に無断で使用しないものとします。

16 質問受付

- (1) 期間 平成28年9月14日(水)から同月20日(火)まで
*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 場所 事務局
- (4) 方法 **様式第8号(A4版)**に質問の要旨を簡潔にまとめ、電子メールにより行ってください。なお、必ず着信を確認してください。
- (5) 質問に関する回答
平成28年9月26日(月)までに、質問者に対して電子メールで行うほか、岩美町公式ウェブサイト内において公表します。なお、質問に関する回答は、本実施要項の追加又は修正として、実施要項と同様に扱います。